

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書 Q&A

令和3年12月14日改正

No	質問事項	回 答
1	<p>県外から転入する際に実施するコロナ感染拡大防止対策費用(PCR 検査、自粛に係る人件費、宿泊費、会社経費、機械損料等)は設計変更の対象となるか。</p> <p>また、感染警戒地域Ⅰからの転入時にコロナ感染拡大防止対策を実施した場合も対象となるか。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書」(以下「コロナ特記」という。)3のとおり、県外から転入する際に実施するコロナ感染拡大防止対策費用は設計変更の対象となります。</p> <p>また転入先が感染警戒地域Ⅰの場合も設計変更の対象となります。</p>
2	<p>ワクチン・検査パッケージとは。</p>	<p>ワクチン・検査パッケージとは、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することをいい、確認資料を事前に監督員等に報告することにより、転入を可能とするもので、感染注意地域Ⅱから新たに転入(通勤者を除く)する場合に適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種歴による確認 予防接種済証等(接種証明書、接種記録書等を含む。)により、2回接種を完了しており、かつ2回目接種日から14日以上経過していることが確認できる場合、予防接種済証等を撮影した画像や写し等を事前に監督員に報告することで、転入可能となります。 ・陰性の検査結果による確認 <ul style="list-style-type: none"> ①PCR検査等について 医療機関又は衛生検査所等が発行した結果通知書等を事前に監督員に報告することで、転入可能となります。 ②抗原定性検査について 医療機関又は衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、検体採取の注意点等を理解した者が、検査キットを用いて実施することも可能です。 検査実施者が発行する結果通知書を事前に監督員に報告することで、転入可能となります。 なお、受注者が検査を実施する場合、結果通知書(任意様式)に、受検者氏名、検査結果(陰性)、使用した検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、使用期限を記載してください。
3	<p>14日間自粛中に感染警戒地域Ⅲ⇒Ⅱになった場合、その時点でPCR検査を実施し、陰性が確認されれば、転入は認められるか。</p> <p>また、途中まで自粛していた費用は設計変更の対象となるか。</p>	<p>Ⅱになった時点で、ワクチン・検査パッケージにより、確認資料を事前に監督員等に報告すれば転入可能です。</p> <p>また、途中まで自粛していた費用は、コロナ特記3によりコロナ感染拡大防止対策に係る費用として設計変更の対象となります。</p> <p>なお、感染警戒地域は随時更新されます。更新は緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域と連動していませんので、鳥取県ホームページを確認してください。</p> <p>※鳥取県ホームページに過去の感染警戒地域は保存されませんので、適時印刷する等、必要に応じて保存しておく必要があります。</p>
4	<p>Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から通勤する場合、定期的なPCR検査等の実施、行動履歴等を提出する必要があるか。</p>	<p>兵庫県香美町や新温泉町など、同じ生活圏から通勤する場合は、定期的なPCR検査等の実施、行動履歴等の提出は不要です。</p>
5	<p>Ⅱ地域からワクチン・検査パッケージにより転入した場合、定期的な検査の実施は必要か。</p>	<p>転入後の定期的な検査の実施は不要です。</p>

No	質問事項	回 答
6	<p>新たに県外から転入した作業従事者が連休等でⅣ、Ⅲ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に帰省する場合、再転入時に再度 14 日間自粛+PCR 検査を実施する必要があるか。</p> <p>また、Ⅱ地域に帰省する場合、再転入時に再度ワクチン・検査パッケージを実施する必要があるか。</p> <p>その場合、県外への帰省が複数回に及ぶ場合も、設計変更の対象となるか。</p>	<p>連休等でⅣ、Ⅲ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に帰省する場合、再転入時に改めて 14 日間自粛+PCR 検査を実施する必要があります。</p> <p>Ⅱ地域に帰省する場合も再転入時に改めてワクチン・検査パッケージを実施する必要があります。ワクチン接種歴による場合も再転入毎に報告が必要です。</p> <p>なお、複数回となる場合も設計変更の対象となります。</p>
7	<p>パソコン、空気清浄機、大型モニター等、コロナ感染拡大防止対策に係る機器を購入する場合、購入費は設計変更の対象となるか。</p>	<p>コロナ感染拡大防止対策に係る機器購入費については、機器に係る損料が設計変更の対象となります。損料算定に係る標準使用年数、供用日数等の定めはないので、受注者見積により発注者と協議してください。</p>
8	<p>コロナ特記 2(1)③の「やむを得ない場合」はどのような場合か。</p>	<p>「やむを得ない場合」とは、日常生活において必要となる最低限の外出の場合であり、例えば食料品、日用品の買い出し、コインランドリーの利用、コロナ感染防止対策が徹底された工事現場、職場への出勤等も「やむを得ない場合」に該当します。</p> <p>ただし勤務後の会食等の出席は「やむを得ない場合」に該当しません。</p> <p>なお、監督員等へ事前協議する際に、外出自粛期間中の行動履歴計画（任意様式）を添付してください。</p>
9	<p>県内作業従事者が資格取得のために、日帰りでⅣ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に行く場合、転入前に 14 日間の自粛+PCR 検査、ワクチン・検査パッケージが必要となるか。</p>	<p>コロナ特記 2(1)③は、県外在住者が新たに転入する場合を対象としており、県内作業従事者が当該工事・業務において、日帰りかつ十分な感染予防対策を行った上で、Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に行く場合は、新たな転入に該当しないため、14 日間の自粛+PCR 検査、ワクチン・検査パッケージは必要ありません。</p> <p>ただし、行動履歴（任意様式）を発注者に提出してください。</p> <p>なお、資格取得を含む当該工事・業務外の事由により、日帰りかつ十分な感染予防対策を行った上で、Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に行く場合も 14 日間の自粛+PCR 検査、ワクチン・検査パッケージは必要ありません。</p> <p>この場合、行動履歴の提出は必要ありませんが、感染防止対策に係る経費は設計変更の対象とはなりません。</p>
10	<p>Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から資材等の運搬のみを行う運転手は 14 日間自粛+PCR 検査、ワクチン・検査パッケージの実施が必要か。</p>	<p>資材等の運搬のみを行う運転手は、コロナ特記 2(1)③の作業従事者に該当しないため 14 日間の自粛+PCR 検査、ワクチン・検査パッケージは必要ありません。</p> <p>ただし、運転手が据付等の現場作業を行う場合は作業従事者に該当するため、特記 2(1)③が適用されます。</p>